

(社)津青年会議所 定 款

第 1 章 総 則

定 款 ・ 諸 規 定

〔名称〕

第 1 条 この法人は、社団法人津青年会議所（以下「本会議所」という）と称する。

〔事務所〕

第 2 条 本会議所の事務所は、津市に置く。

〔目的〕

第 3 条 本会議所は、地域社会及び国家の政治、経済、社会、文化、諸問題の調査研究を行ないこれらの正しい発展充実に努め、会員相互の連けいと指導力の啓発に努めると共に、国際的理解を深め世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

〔事業〕

第 4 条 本会議所は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、文化、教育等に関する調査研究並びにその改善発展に資する計画の立案と実現を推進する事業。
- (2) 指導力開発のための知識及び教養の修得と向上及び能力の開発に資する事業。
- (3) 国際青年会議所、日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所並びにその他の諸団体と提携して相互の理解と親善を増進する事業。
- (4) その他本会議所の目的達成に必要な事業。

〔運営の原則〕

第 5 条

- (1) 本会議所は、特定の個人、又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。
- (2) 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

第 2 章 会 員

〔会員の種類〕

第 6 条 本会議所は、正会員、特別会員、及び賛助会員の 3 種とする。

2. 前項の会員のうち正会員をもって民法上の社員とする。

〔会員の資格〕

第 7 条 本会議所の会員の資格は、次に掲げるものとする。

- (1) 正会員は、津市並びにその周辺に居住する20才以上40才未満の品格のある有能な青年でなければならない。ただし、年度途中の制限年齢に達するときは、その年度内は、制限年齢を越えても正会員の資格を有する。
- (2) 特別会員は、制限年齢の年度末まで正会員であった者とする。
- (3) 賛助会員は、本会議所の目的に賛同し、その事業の発展を助成しようと望む個人又は法人とする。

〔会員の権利〕

- 第8条 本会議所の会員は、定款の定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を有する。
2. 特別会員及び賛助会員は、定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成を助成するために必要な事業に参加する権利を有する。

〔会議の義務〕

- 第9条 本会議所の会員は、本定款に別に定めるもののほか定款その他の規定を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

〔入会〕

- 第10条 会議所の正会員になろうとする者は、別に定めたる社団法人津青年会議所会員資格規定（以下「会員資格規定」という）に基づき、理事会の承認を得なければならない。
2. 本会議所の特別会員及び賛助会員になろうとする者は、別に定める会員資格規定に基づき、理事長に申し出て理事会の承認を得なければならない。

〔会費入会金〕

- 第11条 本会議所の会員は、会費及び入会金を別に定める会員資格規定に基づき納入しなければならない。
2. 特に必要が生じた場合は、総会の決議を得て特別会費を徴収することができる。
 3. 会員が年度途中で退会しても既納の会費は返還しない。又、会費納入前に退会を届け出ても、当該年度の会費は、これを全額納入しなければならない。

〔休会〕

- 第12条 やむを得ぬ理由により本会議所の活動に参加できない正会員は、別に定める会員資格規定に基づき理事会の承認を得て休会することができる。ただし、休会中の会費はこれを軽減又は免除しない。

〔会員資格の喪失〕

第13条 本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 破産又は禁治産もしくは準禁治産の宣告。
- (3) 除名

〔退会〕

第14条 本会議所を退会しようとする会員は、退会届を理事長に提出し、理事会で受理されなければならない。

2. 会員が死亡又は解散したときは、退会したものとみなす。

〔除名〕

第15条 本会議所の会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の決議により、これを除名することができる。

- (1) 本会議所の目的遂行に反する行為のあるとき
 - (2) 本会議所の秩序を乱す行為のあるとき
 - (3) 会費を会員資格規定に定める期間内に納入しないとき
 - (4) 正会員が会員資格規定に定める出席義務を履行しないとき
 - (5) その他会員として適当でないと認められたとき
2. 前項に該当して会員を除名する場合には、除名の議決を行なう総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

〔役員の種類及び数〕

第16条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
 - (2) 副理事長 1人以上4人以内
 - (3) 専務理事 1人
 - (4) 理事 15名以上25人以内（理事長、副理事長及び専務理事を含む）
 - (5) 監事 1人以上3人以内
 - (6) 直前理事長 1人
2. 理事長、副理事長、専務理事及び理事をもって民法上の理事とする。

〔役員を選任及び解任〕

第17条 役員は、本会議所の正会員であることを要し、総会におい

て選任する。但し、直前理事長はこの限りではない。

2. 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
4. 直前理事長は、前年度の理事長をもってこれにあてる。

〔役員任期〕

第18条 役員任期は、毎年1月1日より同年12月31日までとする。但し再任を妨げない。

2. 補充のために再任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 任期満了又は辞任により退任した役員は、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

〔役員職務〕

第19条 理事長は、本会議所を代表し所務を総括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従いその職務を代行する。
3. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、所務を処理し、理事長、副理事長事故あるときは、その職務を代行する。
4. 理事は、理事会を構成し、所務を処理する。
5. 監事は、民法第59条の職務を行い、理事会に出席して、意見を述べることができる。
6. 直前理事長は、意見を求められたとき理事長経験を生かし所務について必要な助言をする。

第4章 会 議

〔種別〕

第20条 本会議所は、総会及び理事会の2種とする。

〔構成〕

第21条 総会は、正会員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。

〔開催〕

第22条 通常総会は、毎年3回、臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は、正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、その招集の請求を受取った日より30日以内に開催しなければならない。

2. 理事会は、理事長が必要と認めたとき又は理事の3分の1

以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときその招集の請求を受取った日より2週間以内に開催しなければならない。

〔招集〕

第23条 会議は理事長が招集する。

2. 会議を招集するには、正会員又は理事に対し会議の目的たる事項、その日時及び場所を示して総会については、会日の10日前までに、理事会については5日前までに文書をもって通知しなければならない。

〔権能〕

第24条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) 本会議所の会員資格規定、役員選任の方法に関する規定の設定、改正及び廃止
- (4) その他特に重要な事項

2. 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しないその他の規定の設定、改正及び廃止に関する事項

〔議長〕

第25条 総会の議長は、その機会において出席正会員の中から選任する。

2. 理事会の議長は、その理事会において出席理事の中から選任する。

〔定足数〕

第26条 会議は、総会において正会員、理事会において出席理事のそれぞれ2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

〔議決〕

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席

理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

〔書面表決〕

第28条 役員選任の方法に関する規定に定められた投票を除き止むを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員若しくは理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

〔議事録〕

第29条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員数又は理事の氏名（書面表決及び委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過、要領及び発言者の発言の要旨
- (6) 議事録署名人の選任及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 例会及び委員会

〔例会及び委員会の設置〕

第30条 本会議所は、事業活動の円滑なる推進と会員相互の研修を計る目的をもって、原則として毎月1回以上例会を開催し、またその目的達成に必要な事項を調査研究、審議及び実施するために委員会を設置する。

2. 例会の開催及び委員会の設置に関することは、社団法人津青年会議所運営規定に定める。

第6章 資産及び会計

〔資産の構成〕

第31条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 現金
- (2) 預金

- (3) 有価証券
- (4) 未収金
- (5) 土地・建物
- (6) 備品
- (7) その他

〔資産の種別〕

第32条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 総会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
3. 運用財産は基本財産以外の財産とする。

〔基本財産の処分と制限〕

第33条 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。

但し、やむを得ない理由があるときは、総会において正会員の3分の2以上の議決を経て、かつ主務官庁の承認を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

〔資産の管理〕

第34条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

〔経費の支弁〕

第35条 本会議所の経費は運用財産をもってこれを支弁する。

〔予算及び決算〕

第36条 本会議所の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は年度終了後1ヶ月以内に、その年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

〔会計年度〕

第37条 本会議所の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第7章 管 理

〔定款等の設備〕

第38条 理事長は、定款その他諸規則、財産目録、会員名簿ならびに総会及び理事会の議事録を常に事務局に備え置かねばならない。

〔報告書類の提出〕

第39条 理事長は、毎事業年度すみやかにその年度にかかる次の各号に掲げる書類を作成し、当該年度終了初に開かれる通常総会の会日の1週間前までに、当該年度の監事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表

2. 監事は、第1項の書類の交付を受けたときは厳正なる監査を行ないその通常総会の前日までに意見書を作成し、当該理事長に提出しなければならない。
3. 理事長は、前項の意見書を添えて第1項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。
4. 理事長は、第1項に規定する書類をその通常総会の会日の1週間前までに事務局に備え置かなければならない。
5. 理事長は、会員が第1項の書類の閲覧を求めたときは正当な理由なくしてこれを拒むことはならない。
6. 理事長は、第1項の書類を通常総会の承認を受けた後、遅滞なくこれを主務官庁及び社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

〔事務局〕

第40条 本会議所は、その事務を処理するため事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長1人を置く。
 - (1) 事務局長は、理事長の命を受け庶務を処理する。
 - (2) 事務局長は、理事会の議を経て理事長が任命する。
3. 前各項のほか事務局に関し必要な事項は、理事会の決議より定める。

第8章 定款の変更及び解散

〔解散及び残余財産の処分〕

第41条 本会議所は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2. 総会の議決により解散する場合は、正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。
3. 解散のときに存する残余財産は、総会の議を経、主務官庁の許可を得て、この法人と類似をもつ団体に寄付するもの

とする。

〔定款の変更〕

第42条 定款は、総会において正会員の3分の2以上の同意を経て、主務官庁の許可を得なければ変更することができない。

第9章 補 則

〔施行規則等〕

第43条 本会議所は、本定款の運営を円滑にするため本定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. 本定款は、設立許可のあった日から施行する。
2. 本会議所の設立当初の役員は、第17条の規定にかかわらず、別紙役員名簿の通りとし、その任期は、第18条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和52年12月31日までとする。
3. 本会議所の設立当初の会計年度は、第37条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和52年12月31日までとする。
4. 本会議所の設立初年度及び次年度の事業計画又は収支予算は、第24条第1項及び第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。